

くっちゃんの議会



議会中継は
コチラから
視聴できます



こんなこと決まりました	P.2
町政を問う 一般質問	P.3
常任委員会報告／ 議長室からこんにちは	P.19
町民の広場	P.20

くっちゃんじゃが祭り 千人踊り

こんなこと決まりました

令和7年 (2025年) 第2回 定例会 (6月9日～19日)

令和7年第2回定例会が6月9日から19日までの11日間の日程で開かれました。一般会計補正予算、町宿泊税条例の一部改正ほか10件の議案を全会一致で可決しました。また、羊蹄山の麓・巽地区における違法開発行為に対する厳正な対応と再発防止を求める決議を全会一致で可決したほか、8件の意見書を可決し、閉会しました。



予算

令和7年度 補正予算

単位：万円

会計区分	補正額	補正後
一般会計	1億5855	146億1755
下水道事業会計 (資本的支出)	917	8億3206
水道事業会計 (収益的支出)	576	4億3690

補正予算の主な内容

一般会計

【歳出】

◎民生費

●物価高騰対策給付金

1800万円

令和6年度実施の定額減税において引ききれなかった分を追加で支給するための予算。

◎農業費

●農地利用効率化等支援交付金

1207万6千円

生産の効率化に取り組むための農業機械施設の導入にかかる経費を補助するための予算。

◎商工費

●地域経済状況調査業務委託料

440万円

地域における各種産業の特徴や、各産業別の生産額の調査等を行い、地域経済の状況を定量的に把握し、経済政策の基礎資料とするための業務委託費。

◎土木費

●寒別山梨線道路修繕工事

520万円

融雪が原因と思われる道路法面崩落が発生したことに伴う復旧工事費。

●建築工事発注・監理等支援業務委託料

687万5千円

町発注建築工事の発注時積算、工事監理等の業務支援を民間設計事務所に委託するための費用。

●旭ヶ丘公園中央広場トイレ更新工事実施設計業務委託

500万円

●中央広場簡易トイレ借上料

150万円

中央広場トイレ更新工事に必要

要な実施設計業務の委託料。また、新設までの間、通年利用できる簡易トイレの借上料。

●南6条団地公営住宅建替1号棟建築主体及び造成工事

2400万円

契約当初からの著しい物価・人件費等の高騰に伴う工事費の増大に対応するための増額。定例会最終日には契約変更の議案を議決。



条例

次の条例を審議・可決しました。

◎倶知安町宿泊税条例の一部を改正する条例の一部改正について

3月の条例改正では、北海道による宿泊税導入に伴い道宿泊税相当額を道に交付するために、道宿泊税を含む町宿泊税を徴収することとしていた。今回の改正は、道宿泊税を含まない町宿泊税について規定し、道の賦課徴収権は町が受任することとし、町内で両方の課税対象となる町道宿泊税を併せて賦課徴収できる仕組みとするもの。

ほか3件



その他

次の議案を審議・可決しました。

◎旭ヶ丘スキー場ジャンプ台撤去工事請負契約の締結について
事業費1億9800万円
70メートル級ジャンプ台およびランディングバーンと、40メートル級審判台の撤去工事。
ほか3件



人事

◎人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
任期満了を迎えた古谷康子氏について、継続して委員として推薦することについて、適任者であると答申しました。

議員提案

【意見書】

8件の意見書について、全て原案通り可決しました。

◎中長期在留外国人に対する国民健康保険加入要件の見直しを求める意見書
◎地方財政の充実・強化に関する意見書

◎国の補助金・交付金制度の見直しと事務負担軽減を求める意見書

◎国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書
ほか4件

【決議】

町巽地区における違法開発行為について厳正な対応と再発防止を国と北海道に対して求める決議を、6月19日に全会一致で可決しました。

令和7年第4回臨時会

(7月9日)

7月9日に開催された第4回臨時会では、一般会計補正予算を審議し、賛成多数で可決しました。また、巽地区の開発について町長より行政報告を受けたほか、2件の専決処分についても報告を受けました。

羊蹄山の麓・巽地区における違法開発行為に対する厳正な対応と再発防止を求める決議

倶知安町巽地区で進行している大規模開発行為に対し、本町議会は深い懸念を表明する。

本件では、林地伐採面積が当初提出資料を大きく上回る約3.9ヘクタールに及び、森林法に基づく開発許可が必要であったにもかかわらず、無許可のまま伐採・造成が進められていた事実が北海道後志総合振興局の現地調査により明らかとなった。

また、建築確認申請がないまま工事が始められたことは、明らかな建築基準法上の重大な手続き違反である。

今回伐採されたのは林齢49年の天然林であり、生物多様性の保全、土壌流出の防止、気候変動の緩和など、多面的機能を持っている。とりわけ水源涵養林として重要な森林である。これを失うことは地域全体にとって重大な損失である。

さらに、当該地は土砂災害警戒区域に隣接し、周辺には農業を営む町民も多い。森林伐採と造成により、保水力の低下や排水悪化による災害リスクや生活環境への悪影響が強く懸念される。

また、倶知安町景観計画に基づく景観届出もなされておらず、地域説明会を含む事前協議を経ることなく工事が強行されたことは、本町のまちづくりの根幹を揺るがす重大な問題である。

本町議会は、このような法令を無視した開発行為を断じて容認することはできない。よって北海道および国に対し、法令に基づく厳正な指導・処分ならびに早急な再発防止措置を強く求めるものである。

以上、決議する。

◎教育費 ●倶知安町プール絵本館複合拠点施設建設工事

△2220万円
6月の入札不調により本年度の工事が一部実施できないため減額する。労務単価や材料費等の値上げにより、工事全体の建設工費を4億1410万円増の29億1990万円にする。スケジュールの変更に伴い債務負担行為の期間を令和9年度まで延長する。

【賛成討論】早川議員

町民からは公共プールや絵本館に対する整備要望があった。本補正予算は将来への投資であり、住民満足度の向上に寄与する政策である。



令和7年度
一般会計補正予算
単位：万円

補正額	補正後
△2204	145億9551

採決結果

採決で 反対した者	採決を 棄権した者
森	笠原、坂井

※採決結果は賛成多数で可決



はらだ よしお 議員

不動産開発とまちづくりについて

町長 多角的観点から審査・検討する

問

まちづくりの基本計画として総合計画があり、それを基本として町政が進められている。我が町において不動産開発が、農村部や郊外地区に広がってきている。1200人の従業員宿舎、量販店近郊の別荘、羊蹄山麓の違法開発など、そのほかにもあると聞いている。これらの開発に関わって多くの軋轢が起きており、暮らしに影響があるのではと危惧される。

住民の暮らしが日々安心に暮らせることに町は責任を感じることが大事である。

①外国人従業員宿舎計画への反対の意見にどう応えるのか。

②異地区における違法開発について、違法状態を後からの届出、許可で合法にするのでは法律の意味がない。

③その他の開発に問題はないのか。

答 町長

①これまで開発事業者によって2回の住民説明会、隣接している町内会と意見交換会が3回開催されている。治安や交通状況の悪化といった心配の声もうかがっている。いずれにしても外国人、日本人問わずその期間（スキーシーズン）は一緒に暮らしていかなければいけない。現在担当部署では隣接町内会と事業者の間に入り、周辺住民との共生および暮らしの安全確保に関する協定を結ぶ方向で協議を進めている。

②森林法、建築基準法、都市計画法は北海道が許可権者で、景観法について

ては俱知安町へ届出することになっている。町としては景観法に基づき無届行為の報告、添付図書を提出させ、審査して適合するよう勧告、命令を行っている。

③提出された計画について安全性や環境保全など多角的観点から審査検討する。

子ども・子育て支援金

問 2024年6月に国会で可決され、2026年から「子ども子育て支援金」が徴収される。健康保険と一緒に徴収されると聞いているが、徴収方法等の町民への周知など、対応はどのように進めるのか。

答 町長

本年3月に概要が示された。国民健康保険税については、新たに子ども・子育て支援金分として均等割・平等割・所得割で算出した額を加算して徴収することになる。後期高齢者についても国保税と同様に徴収することになる。

公共施設（学校など）のより良い管理を

問

公共施設の管理が適切でないと指摘されている。

①町営住宅の空き室を早急にメンテナンスして入居させるべき。

答 町長

②俱知安小学校の屋根の錆が目立つ。
③その他の公共施設の点検が必要では。
④管理のための部署が必要では。

①建て替えている南6条団地を除く398戸のうち、62戸が空き室となっている。33戸が修繕中だが、南6条団地建て替えに伴う入居者の移転先として27戸を活用する。
残りの29戸も早期にメンテナンスを取り組む。

④その他の公共施設の点検は施設管理マニュアルに従って日常点検をしている。

答 教育長

②俱知安小学校は経年劣化で、特に体育館の屋根で塗装材の剥離が目立ち、屋根の雪が落ちづらくなっている。児童生徒の安全面からも早急に修繕を対応する。その他の施設についても計画的な修繕実施に努める。



俱知安小学校の屋根塗装の剥離が目立つ

唐澤 隆博 議員

公民館 老朽化の対応は（大ホール排煙機故障をうけて）

町長 文化活動拠点として社会教育施設個別施設計画に基づき、必要な修繕、維持管理を計画的に進める**問** 新幹線の開業が延期となった。町財政シミュレーションを見直し、公民館建て替えか大規模改修工事が急務である。**答 町長**

公債費負担適正化計画の策定が求められる18%に近づいており、財政状況から公民館の建て替えや大規模改修工事は現実的には困難であり、できる限り長く安全安心に利用できるよう施設全体の状況を注視し、町の社会教育施設個別施設計画に基づき必要に応じた修繕、維持管理を計画的に進める。

問 公民館大ホールの運用に不安がある。令和7年度予算執行についての再考は。**答 町長**

建築から50年以上経過しているが、公民館施設の安全性と機能性の維持向上に係る予算を多数計上した。現在の施設を継続して利用していきたい。

問 豊かな心を育む社会教育活動・文化活動の充実と、公民館施設の利活用、文化活動を担う社会教育について。**答 教育長**

社会教育は人と人とが地域に根差した文化を育む基盤である。現在、少子

高齢化や価値観の多様化が進む中、ともに学び合い、支え合う地域社会の再構築が求められており、公民館の役割は重要。本町では地域住民による自主的なサークル活動、伝統文化の継承事業が行われており、世代を超えた交流イベント等、社会教育活動を通じて文化の担い手を育て、地域の絆を深めていくことが大切であると考えます。



老朽化した倶知安町公民館

百年の森公園の位置づけと管理棟の改修

問 自然公園としての百年の森について、公園の位置づけと町としての管理体制は。**答 町長**

開拓前のヤナギ類ドロノキなどを中心とする湿地林、営林署の苗畑跡地で構成されている。極力人工的な整備を行わない維持管理、良好な自然的景観の形成に努めた。平成6年から管理人を任用し、公園の管理に努めた。

問 管理棟内のトイレ修繕だけでなく、風呂やキッチンへの着手は。**答 町長**

トイレ以外の老朽化の部分は業者に相談し見積りを行っており、現状の予算で対応して随時修繕する。

問 学校教育の自然体験学習の昨年の実績と、来園者、管理人自身の傷害保険や保障について。**答 町長**

管理人は非常勤職員公務災害補償制度に加入している。

答 教育長

町内小学校3校が生活科、理科、遠足や総合的な学習の時間などで自然観察、植物の植生、森に住む生き物のレクチャーを受けた。来園者の傷害保険はイベントごと参加者負担での加入。

問 地域の大切な自然への社会教育的アプローチについて。**答 教育長**

寺子屋ミュージアムや倶知安いきもの調査隊にて自然環境を学んでいる。管理人への講師依頼も多く、百年の森公園と社会教育とは密接で、重要性について理解を深める機会となっている。



なみかた まこと 議員 波方 真如

異地区の大規模開発 重大な違法行為への町の対応は

町長 振興局による再調査で違法伐採が確定、
工事中止勧告と復旧計画の提出を指示

問

羊蹄山の麓・異地区における大規模開発については、重大な法令違反が疑われる事態に至る前に、町として何らかの対応を講じることができたのではないかと強い疑念を抱いている。
これまでどのような情報を把握し、いつ、どのような対応を行ってきたのか。

答 町長

令和6年5月に異地区での砂利道の造成を確認し、9月には無許可で道路が延伸され、建物の造成も始まっていることを確認した。その時点で関係者に対し、後志総合振興局と共に都市計画法・森林法・景観法などに基づく許可や届出が必要であることを伝えた。
11月には振興局の指導に基づき、土地所有者に対し伐採中止の指導書を送付。さらに令和7年6月4日の再調査で3・9ヘクタールの違法伐採を確認し、工事中止勧告と復旧計画の提出指示が出されている。

また、建築物についても、令和7年1月17日、振興局の現地立入りに町も同行し、建築確認申請が出ていないまま住宅2棟の建設が進んでいたことが判明し、振興局の建設指導課が工事停止の指導を行った。

問

近隣住民や農業への災害リスク、耕作への影響は。

答 町長

開発により農地への立入りや雪捨て場となること、雪解け水や雨水の処理、ごみの飛散や不法投棄など、農業、生活に対するリスクが懸念される場所である。

問

開発地周辺には農地が広がっており、森林の無秩序な伐採により保水機能が失われることで、雪解け水や大雨による土砂災害のリスクが増すと指摘されている。

答 農林課長

防災機能も当然だが、そのほか水源かん養林という位置づけで、水の保全に資する森林である。
今後、この森林をいかに守っていくか、こういったところに尽くしていきたいと考えている。

複数の重大な法違反

法令名	違反内容
建築基準法	無届 - 建築確認申請
森林法	無届 - 町への伐採届
	3.9haの違法伐採 - 確定
	無届 - 林地開発申請
都市計画法	無届 - 開発行為
景観法	無届 - 景観法 16 条
水資源保全条例	無届 - 届出義務違反
土壌汚染対策法	定例議会終了後に発覚
国土利用計画法	
建設リサイクル法	
建築物省エネ法	

問

国からこの事業者に売買されている。道路が売却されており、開発計画が先に決まっていた可能性がある。町もこういったことを調べていくべき。
町の説明責任というか、町民が不安を抱いている。状況が不透明である。ぜひ記者会見をすぐにでも開いていたきたい。

答 町長

景観法に関しては我が町の条例に基づいたことであり、情報発信的には可能だとは思いますが、他の案件については北海道との整合性とか、今、調査段階である。経過については答弁したが、それ以上のことは確定しているところがない中での話である。なので、会見という形にはなりづらいのかなと思っており、その辺はご理解をいただきたい。

この他にも2件の質問（「災害リスクの高まりと俱知安町の備えについて」、「宅建業者の適正営業に関する実態把握と町の責務」）をしました。

大蔵省（財務省）より事業者に売買（R5.02.16）道路として整備された部分





はやかわ たかし 議員
早川 貴士 議員

開発規制の仕組みを町内全域へ拡大する考えはあるのか

町長 準都市計画区域を広げ特定用途制限地域を全体にかけるのは有効。最短で準備を進めていきたい

問

異地区の違法開発の報道を受け、町民の間でも開発に対する不安や懸念の声が高まっている。美しい自然が広がり、豊富な観光資源のあるわが町では、全町域に共通する問題である。

よって以下2点の見解を伺う。

① 準都市計画区域を広げるように北海道へ要望し、二セコひらふ地区のような開発規制の仕組みを町内全域へ拡大する考えはあるのか。

② 担当課は人手不足、人材育成、業務量に限界がある。課の中でこの事業への人員を増員し早急に対応すべきでは。

答 町長

① これまでこの土地の利用に関する諸法令による制限が弱かった。痛恨の極み。建築物の用途を制限するために、都市計画法に基づく準都市計画区域の指定、特定用途制限地域を全



報道でも示された開発計画の全容
ミネラルウォーター工場計画まであり、
生活に欠かせない水資源までも危うい
(画像提供:週刊文春)

問

全町内に開発規制と用途制限が必要という認識は共通であると理解した。スピード感をもって取り組んで欲しい。法令を守らないのは罰則や規制が弱いからでは。これは全国的な問題の先駆け、町長のリーダーシップにて羊蹄山麓一体となって、北海道、国へ法整備の強化を求めていくべきなのではないか。そして、この件について町長はどのように思っているのか内示すべきでは。

答 町長

準都市計画区域の拡大についてのス

問

気持ちには理解するが残念な答弁があった。私は1年以上前に羊蹄山のすぐ麓が買われている、下にレストランができたのは、またリゾートエリア開発ではないかという危惧を担当課と話している。町単独での対応が難しくとも、町長、さすがにもう少し危機感を持っておくべきだったのでは。

答 町長

まさかという表現は本当に撤回させていたきたい。望んでいない姿というのは、多分いろいろなケースがある。望んでいる姿は総合計画、景観計画で、町長がどうのこうのではなく、町民の皆さん一人一人のご意見で構築してききたい。これを対外的に発信していきたい。

この他にも2件の質問(「宿泊税の用途について」、「空調設備整備臨時特例交付金」を活用した学校体育館へのエアコン整備について)をしました。



もり よしき 議員

町民がいつでも自由に利用できる無料の施設、特に教育施設を積極的に使ってくださいという案内は可能か

町長 何とかここをPRできるような方策を考えたい

問

本町では町民がいつでも自由に利用できる無料の施設が少ない。特に学生の学習スペースや読書を楽しむスペースは文化活動、町民福祉の観点からも重要と考える。公共施設の観点を開き、町民が気軽に立ち寄れる空間づくりは施設の有効活用にもなり、町民の居場所づくりにもよい取組である。町長、教育長の見解を伺う。

①町の公共施設において、一般町民が自由に利用できる空間を設置している施設はあるか。

②今後、一般町民が自由に利用できる空間を設置可能な施設はあるか。

③公共施設において、飲料の販売ブース（例えばコーヒースタンド）などは設置可能か。また、敷地内において、キッチンカーなどの移動販売車の営業は可能か。

答 町長

①役場庁舎の3階にある展望テラス、また、旭ヶ丘総合公園の雪ん子館が自由に利用できると考えている。特に、役場の展望テラスにおいてはインターネット環境も整っており、コワーキングスペースとしての利用も可能。また、小中学生や高校生については、勉強や遊びの場ということとで年齢問わず、ほぼ毎日のように利用していただいている。

②現状の施設においてはスペースも限られており、新たな空間を確保できそうな施設というのが思い当たるわけではないが、町民が気軽に立ち寄

れる空間づくりという点で、町民が気軽に利用できる施設が少ないという現状も踏まえて、将来、そういった施設整備があれば検討していく考えである。

③行政財産の敷地内における物販など営利目的の使用については、イベントの一環で物販等を行う場合に、行政財産の目的外使用という形で許可している。今後の施設への飲料販売ブースの設置については、各施設の余剰スペースなど設置可能な場所があれば可能であると考えている。また、敷地におけるキッチンカー等の営業についても、設置可能なスペースがあり、かつ、当該施設の主たる運営に支障がない範囲のものであれば、貸付けに当たってしかるべき手続を得れば可能なものと考えている。

町民が気軽に立ち寄れる空間づくりについては、施設の有効活用となり、町民の活気にもつながってくる。行政財産の本来の使用目的に影響が出ない範囲の中で、しっかりとそういったスペースの活用について検討していきたい。



役場3階の展望テラス

答 教育長

①教育委員会所管の公共施設においては公民館の2階ホワイエ、ロビー、美術館のロビー、映像ルーム、情報コーナー、風土館の1階ロビー、総合体育館では1階ロビー、キッズルーム等で自由に利用できるスペースを設けているところ。

②現在、プール絵本館複合拠点施設の建設事業に取り組んでいるが、1階の休憩コーナーや2階の絵本館部分において自由に利用できる空間の設置を予定している。そのほかの施設については、現状、施設のスペースが限られており、利用可能なスペースを確保できる場所はないが、今後の施設整備において検討していきたい。

③社会教育課において、本年度に美術館および風土館の敷地内で行われる予定のイベントで、キッチンカーによる飲食物の販売も計画されている。また、公民館においても自転車イベントでキッチンカーによる飲食物の販売が過去にあった。その際には施設利用者の妨げにならないように配慮することや、ごみは各自で持ち帰るなど、事業者にもルールやマナーを守っていただくことが前提にあると考えている。

町民が自由に活用できる空間についての町民への周知は、まだまだ不足している部分もある。今後において十分に周知したいと考えている。

もりた かつみ 議員

職員の離職状況と今後のマネジメントは

町長 選ばれる職場、また働きたい職場であることを目指す



問

昨年度は、本町において例年以上に職員の退職が目立つ。今後の行政運営を支える中堅、若手層の離職が相次いだという印象を持っている。

職場環境や組織運営、あるいは人材育成の在り方に立ち、何らかの課題がある可能性も否定できないと考える。

町長はこの事象をどのように受け止めているか。また、改善策等の考えを伺う。

答 町長

直近の3か年の離職状況については、令和4年度の自己都合退職者数は5名、5年度は9名、6年度については11名となっており、昨年度は例年以上に職員の退職が目立つ状況となってしまった。

将来の俱知安町を担うべき中堅、若手職員の離職は、これまで培ってきた知識や経験の喪失につながる。また、行政サービスの質の維持・向上、そして新たな施策の推進に大きな影響を及ぼす可能性があると考えている。

本町の行政運営の根幹にかかわる重要な課題であると認識している。

離職理由は結婚や配偶者の異動に伴う離職、ほかにも個人個人でさまざまな理由がある。

選ばれる職場、働きたいと思う職場であることを目指して、本町ではDXのさらなる推進による業務負担の軽減と効率化の徹底を行い、仕事の質を高めることで、魅力ある職場環境の

創出、一つに人事評価や面談の機会を活用した、よりよい関係性の構築。一つに人事評価の結果を給与や処遇に適切に反映すること。一つにストレスチェックの実施と、その結果から高ストレスを抱える職員の産業医面談や衛生管理者によるフォローアップ、そして衛生管理者による職場巡視。これらの取組を現在強化している。引き続き進めていきたい。



町道の整備

問

町道西6号線の道路は交通量も多く、経済活動の視点からも重要である。冬期間の凍上により損傷が激しく毎年の補修にも限界がきている。安全面を鑑みて早急に全面改良が必要である。

また、町道整備のための財源確保に有効な方法はあるのか。

答 町長

町道西6号富士見線は、道路が造られてから50年ほど経過しており、毎

年、凍上被害が起きるたび修繕を行ってきたが、修繕・補修での対応にも限界が近づいてきているものと認識している。しかしながら、全面改良となると事業費がかなり高額になると推定される。

財源確保については、道路の大規模な改築は、国の交付金を活用して行っている。ただし、生活道路の補修改良には交付金を充てることが難しく、令和6年度までは町の起債事業で修繕を実施していた。

令和7年度より緊急自然災害防止対策事業債のメニューの中に、初めて凍上被害防止対策のための舗装路盤改良が追加されたところである。国庫補助事業ではないが、起債充当率100%、交付税措置率70%と大変有利な起債であるが、この緊急自然災害防止対策事業債の事業期間は、令和3年度から7年度までとなっている。令和8年度以降の期間延長について注視しつつ、交付金補助制度の活用を検討していきたいと考えている。



→雪解け後の損傷が激しい道路



ふるや しんじ 議員
古谷 眞司 議員

こども人口の増加に向けて

町長 心豊かに暮らせる環境を整えていくことが
私たちにできること

問

子どもを産み育てる環境には、ハード面で住居の確保、保育環境の充実、小・中・高教育環境、医療機関、社会施設環境の充実等が挙げられる。また、ソフト面では、子どもの時代から産むこと、育てることの大切さの教育等が挙げられる。そこで、本町政策で以下の点について伺う。

- ① 若年層に特化した住環境政策は。(町長)
- ② 保育環境において病児保育が課題になっている、解決策は。(町長)
- ③ 小・中の校舎整備計画は。(教育長)
- ④ 産み育てるための医療機関との連携および個人医療機関への支援策について。(町長)
- ⑤ 社会教育施設のうち文化・教育の基地となる公民館の施設整備方針について。(町長、教育長)
- ⑥ 小・中においての産み育てることの大切さの教育実態。(教育長)

答 町長

① 令和5年度には中学3年生以下の子どもがいる子育て世帯を対象としたみなみ保育所跡地の宅地分譲を行い、若年層の住居取得を支援してきた。今後も南6条団地建て替え後に敷地の一部を分譲する計画である。その他にくっちゃん型住宅認定基準を満たす住宅を新築する40歳未満の若年世帯に対して、補助金を10万円加算し、最大で230万円の新築補助の事業がある。

②

病児保育は、隔離できる専用スペースや人員の問題から、ぬくぬくや他の町有施設内で行うのは大変難しい状況にある。しかしながら、子ども人口が減少する中で病児保育の需要は高まっている。町内の一時預かりや子育てサポートなどを行っている個人事業者や、病児保育にも対応されている方、新たに病児保育事業を検討されている方がいる。民間事業者との情報交換を深め、非施設型(訪問型)での実施可能性や民間事業者との連携支援も検討していく。

④ 拠点病院である俱知安厚生病院と、婦人科、小児科を持つ個人病院が連携・協力して、地域の医療体制を支えている。地域全体で医師や技術などの補完を進め、行政や関係機関と連携を図り、地域で産み育てるための医療提供を地域が一丸となって進めている。

今年度から俱知安厚生病院産婦人科で産後ケア事業を実施する体制が整った。さらに5歳児健診の実施を実現し、産み育てる時期を支える医療、保健、福祉、教育の連携を強化している。

⑥ 公民館の建て替え計画を直ちに実施することは厳しい。社会教育施設個別施設計画に基づき、施設の安全性や機能性を確保し、計画的に必要な改修整備を段階的に進めていく。

今後も公民館、総合体育館、風土館、美術館、そして今後新設するプール絵本館の複合施設など、社会教育施設を有機的に活用することで、子

答 教育長

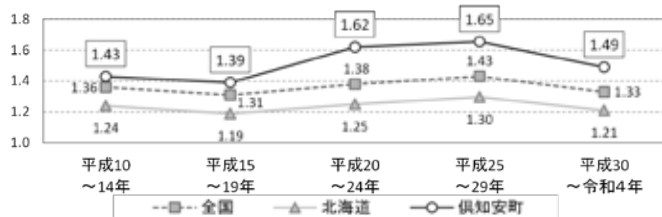
育て世代や子どもたちに親しみやすい地域の交流、学習の場であるように取り組む。

③ 令和3年に策定した俱知安町立学校施設長寿命化計画に沿って学校施設大規模改修工事などを計画している。これらのスケジュールも踏まえ、部分的な改修など順次進めている。

⑤ 子どもたちや子育て世代がより利用しやすい、地域とともに育つことができる場として機能を高めるように取り組む。

⑥ 高等学校を含めて命への畏敬の念を育て、命が世代から世代へ受け継がれること、子育ての意義や喜び、子育て、家庭づくりを男女が共同で責任を果たしていくことなど学習している。

小・中学校では、生活科、理科、社会科、保健体育、家庭科、道徳、学級活動、総合的な学習の時間で、命の尊さや家族愛、他者の尊重をなどについて学習している。



合計特殊出生率の推移(出典:第3期俱知安町こどもプラン)

かどた じゅん 議員 門田 淳



スノーモービル利用による農地や町道等への影響は

町長 スノーモービルが関係していると思われる油漏れがあった。目配りを怠ることがないように努める

問

スノーモービルは、主に冬季のレクリエーションや事業に利用されるが、農地や環境を守るための適切な規制など、地域の特性やニーズに応じた対策を講じることで、持続可能な利用が実現できるのではないかと、次の点について伺う。

- ① 町有地や農地、河川敷地や民間所有地など、現在の利用実態の把握や課題はあるのか。
- ② 農地をコースにすることや、事業に使用するプレハブや圧雪車の置き場とすることなどへの規制はあるのか。
- ③ 原野となった土地を利用することにより周辺農地や町道等への影響はあるのか。

答 町長

- ① 花園育成牧場の土地を農地法の一時転用許可を受けた上で、事業者がスノーモービルコースとして賃貸している。

また、同じ事業者に対して、牧場内の河川敷地における河川管理条例の占有許可を出しており、利用に当たって大きな課題、問題というのとは生じていない。

民間所有地については、実態を把握するということはなかなか難しい状況。

- ② 農地法の規定で農地を一時的に農業以外の用途で利用する一時転用となり、農地法の第4条または第5条に基づき道の許可が必要となる。



- ③ 実際に冬期間未除雪であった町道寒別山梨線で、今年4月に道路に軽油や作業油の流出があり、アスファルトが溶解したほか、雪解け水により隣接する水田へも流出するケースがあった。早急に吸着マットを設置したほか、冬期間に町道に雪上車が駐車していたこと、また、近隣の原野でスノーモービルがあったことが関連しているものとして、雪上車の所有者を突き止め、道路舗装や水田の土の入替えを指示したところ。今後このようなことが起きないように、地域の方からの情報も得ながら、町のパトロール等により適切な対処できるように目配りを怠ることなく努めていく。

問

申請は今のところ1事業者だけということではないのか。

答 町長

町有地においては1事業者のみ。

問

今後に向けても、対策とかがあるのであれば。

答 町長

より具体的に検討していく必要があると思っています。

問

あるべき姿、望んでいる姿に変えていくように、指導があるのであればしっかり指導してほしい。

答 町長

景観というのは見栄えだけではなく、地域をどれだけ大切にしているかというのが大切。今回のように無断で使用されたうえでの事故もあったので、トータルの情報発信が、ものすごく重要ではないのかと感じる。そういった取組をこれからできるように進めていきたい。





さとう ひでとし 議員 佐藤 英俊

冬季就労外国人の税未納対策は

町長 事業者との連携を密にし、納税している9割以上の方との公平性の観点から、しっかりと徴収する

問

6月1日北海道新聞朝刊に外国人の税未納急増の記事が掲載された。未納により住民への税負担が大きくなり、税の公平性の観点からも問題とあった。

国民健康保険は外国人であっても日本人同様の医療サービスを受けることができる制度である。就労者には必ず雇用主がいるのだから、就労者に代わり雇用主が納税するなど、協議の場を通し、日本の皆保険制度は雇用主、就労者の双方にとって有益な制度であるとし、しっかりと理解させ、収納率の向上を目指すべきと考える。

答 町長

外国人世帯の国民健康保険加入者は全加入世帯の54%と、過去最多となった。

指摘のあった雇用主、就労者双方への皆保険制度の理解の必要性だが、昨年10月には外国人雇用の多い事業者21社への事業者説明会を町の住民環境課が主体となり、課を横断した形で国民健康保険の加入促進、税の仕組みと申告、納税の方法、また帰国する際には必ず役場窓口にて諸手続をするよう、丁寧な説明を行っている。

徴収対策として、外国人事業者や雇用者に、書類の送付先を会社住所にしていたかどうかを願っており、半数以上の外国人納税者がこの方法を採用していたにしている。

滞納対策としては、納付期限後に未納がある方に対しては、速やかに督促

状を発送、財産調査、差し押さえなどの滞納処分を実施している。

でき得るすべての対応を迅速に実施しており、その結果として、外国人の国保税徴収率は全国平均の63%を大きく上回る90%以上という高水準を維持している。

さらに出入国在留管理庁とも連携し、外国人の滞納情報を共有する仕組みも構築している。この連携体制は全国でも先進的な取組であり、令和6年度時点では、北海道の中では本町のみが取組となっている。

納期内納税をしていたにしている9割以上の方との公平性の観点からも、しっかりと継続して徴収していく所存である。

南6条東2丁目開発計画の進捗と就労者住居の把握

問

現在、町が把握している計画の進捗状況は。また、今後の新たな相談、申請などの際には予定する就労者の数、宿舍規模等について町側に提示協力を求めている。

答 町長

現在は事業所から説明会実施報告書を受け付けたところ。今後は報告内容を確認し、住民意見のうち景観に関わるものがなければ事前協議を終了し、事業者の準備が整い次第、都市計画法に基づく開発行為の許可申請が提出される見込み。

れる見込み。

俱知安町内の現時点での宿泊施設の届出のある定員数について、10年間で倍になっている。10年間で実は8千人ぐらい定員数が増えている。

建築等の計画段階から、従業員の予定数や寄宿舍の確保を念頭に置いた経営計画は大変重要な要素と思っており。事前の開発相談の際には、対話を重ねることによって、おおよそそのことが把握できるのではないかと考えている。

そういったところを丁寧に積み重ねながら今後、対処をしていくことで進めていきたい。



この他にも3件の質問（「スクールバスの町民利用について」、「スキー授業の指導方法、評価について」、「百年の森を次世代にバトンを繋げるために」）をしました。



笠原 啓仁 議員

『学校司書』 町民も配置を望んでいる

町長 教育長 配置に向け検討する

問

学校司書の配置について、町民から次のような「提案」が私に寄せられた。

（町民提案）

「学校図書、学校図書室の利用を上げ児童生徒の本への関心度を上げるには、学校司書が配置されているかいなかで随分違うと思います。基準に合致しなくとも一人ないし二人学校司書を配置し、各学校を順番に廻り児童生徒に本のアドバイス、またよき話し相手として、学校司書配置を考えていただけないでしょうか」

町民も望んでいる学校司書の配置について、改めて町長・教育長の見解を伺う。

答 教育長

学校図書館法においては学校司書を置くように努めなければならないとされている。現在町立学校には、学校司書は配置していないが、学校ごとに司書教諭や図書担当教諭をはじめ担任教諭が工夫しながら図書室の運営・活用をしている。

ただし、学校司書教諭がいるといないとは充実の仕方が違ってくる。さらなる充実が必要だと考えている。学校司書の有意性について十分認識しているので、配置に向けて検討していきたい。

答 町長

俱知安町の教育大綱の基本方針でも

学校図書の充実を図るとしている。学校図書館整備に当たって学校司書の配置はとても有意義だと考えている。

司書を探すのは大変難しいと思っている。一つのアイデアとしては、地域おこし協力隊の制度を活用し人材を確保していくなど、教育委員会とさまざまな知恵を出し合いながら検討を進めていきたいと思っている。



俱知安小学校の図書室
学校司書の配置を含め、学校図書室の更なる充実が求められている
（写真：教育委員会提供）

『町民の安全確保』『生活安全条例』の徹底を

問

犯罪や事故等を防止し安全で住みよい地域社会の実現を目的に、本町は「俱知安町生活安全条例」（以下、条例）を制定した（1999年7月）。外国人観光客や労働者など交流人口が増加する中、町民生活の安全を確保する上でこの条例の徹底が求められている。

そこで、以下の点について伺う。
①町の責務として条例で規定している「総合的な生活安全対策」の内容は。

答 町長

②南6条の大規模開発と条例について。条例の目的や規定の徹底を通して、町民の不安や危惧を払拭することが町としての責務だ。条例に基づく今回の大規模開発に対する町としての取組は。

①主に防犯対策、交通安全対策を軸としている。防犯対策としては防犯カメラの設置、防犯街路灯については設置費と電気代の補助を行っている。

交通安全対策としては、毎年各町内会への交通安全旗を配布している。

②開発事業者、近隣の町内会と開発事業計画に伴う懸念材料を洗い出し、それを精査し、現在協議を進めている。生活安全条例第1条にあるとおり、町民と町が協力して犯罪・事故等を防止し、もって安全で住みよい地域社会の実現に寄与するという大きな目標、目的を果たすために、丁寧にかつ慎重に協議を進めていきたい。

この他にも3件の質問（『街路防犯灯』管理・運営の見直しを、『交通標識の管理』新たな仕組みが必要では、『町長附属機関の委員』『議員枠』議論を議会と共に）をしました。



きむら せいこ 議員

自然保全地区・農地森林保全地区の準都市計画区域拡大を

町長 範囲、制限内容等の検討を前向きに進めたい

問

本町の国立公園に隣接する森林は、水源涵養林区域があるので特段の対応が求められる。本町の景観計画に基づくならば、自然保全地区・農地森林保全地区の準都市計画区域の拡大を検討する必要がある。

答 町長

準都市計画区域の拡大は、開発そのものを制限できないが、投機目的の無秩序な開発の抑止力につながる有効な手法と考える。今後は範囲、制限内容等の検討を前向きに進めていきたい。

問

今定例会の初日に準都市計画区域の変更に係る作成業務の補正予算が出された。この作成業務に今回の件を追加することはできないか。

答 町長

できるなら一緒にやりたいが、それなりの時間、手続があり、本町のみならず北海道との協議など一定の時間がかかるため、追加することは難しい。

新幹線開通遅れによる公有施設整備ビジョンの修正はないのか

問

新幹線開通の見通しが後ろ倒しにされたことにより、町の賑わいが損なわれる期間が長期化するおそれがある。町の人口形態や経済の発展に対応するため、既存施設の整理、集

約化などが必要ではないか。温浴施設の整備の加速を。

答 町長

民間事業者から旧東陵中学校で温浴施設を中心とする交流施設整備の提案があり、検討をした結果、貸し付けることになった。年内に建物の貸付申請を町に提出、来年度に設計、再来年に施工を行い、温浴施設を先行して整備する流れになる。



温浴施設の早期実現が望まれる旧東陵中学校

答 町長

建物は古いが機能の移動も難しいので、修繕しながらうまく活用していきたい。冬の駐車場は中学校の隣の敷地を使えるように検討している。

問

文化福祉センターについて、長寿命化を目指すなら、用途や仕様をニーズに合わせて見直し、施設全体のリニューアルが必要では。

答 町長

長寿命化に併せて機能を拡大するとか利便性を高める必要がある。町民の皆さんに今まで以上に親しまれ、使いやすい環境をつくることは大変重要なことと考える。

問

近年、建築費用の高騰や入札不調などがあり、財政への圧迫・計画の遅れにつながる。後世に多大な借金を背負わせないために施設の広域利用は今後考えられるか。

答 町長

建築費の高騰で当初の計画から何倍にも跳ね上がるケースがあることを考えると、広域利用の可能性を改めて考えてみる必要があるが、その際は双方の町民の合意形成が一番難しいと考える。

問

生きがいセンターについて、施設の集約化も含めて利便性をどのように図るか。

やぶなか さとし 議員
数中 聡史 議員

防犯パトロール体制の拡大・拡充を

町長 効果的な取組を研究・検討する

問

先般から外国人向け共同住宅の建設に伴う周辺の治安の悪化への懸念が話題に上がっていたが、5月に外国人が路上で刃物で刺されるといふ事件が発生した。町内の治安維持のため、防犯パトロール体制について、現状をお聞きしたい。

- ① 現在町で行っている防犯パトロール組織はあるのか。
- ② 町内の自治会や有志で結成した防犯パトロール組織と連携や情報共有を密に行っているのか。
- ③ 今後、防犯パトロール体制を拡大・拡充していく計画はあるのか。

答 町長

5月に外国人が路上で刃物で刺されといった事件については、路上で発生したのではなく、複数人の外国人が共同生活をしている住宅内において発生したものの。原因は住民同士のトラブルということ、通り魔的な犯行ではないということが警察から発表されている。俱知安町内でこのような事件が起きてしまったということ自体は大変残念に思っている。

① 役場の取組としては青色防犯パトロールがある。現在、公用車10台をパトロール車両としており、屋根に青色の回転灯を装着し点灯させ、外勤の際などにパトロールを実施している。

また、組織としては俱知安町生活安全条例に基づき町長の附属機関として設置されている俱知安町生活安

全推進協議会がある。この協議会では、俱知安警察署をはじめ12の団体で構成されており、町が事務局を担っている。生活安全対策に関する事項について協議を行い、各種生活安全施策に対し意見をいただいている。

- ② 町内の自治会や有志で結成した防犯パトロール組織と連携や情報共有を密に行っているのかという質問については、大きなものとしては、各町内会、連合会等が構成員となり組織されている俱知安町防犯協会がある。ここでの取組の内容としては、各種防犯運動の推進、自主防犯体制の確立、広報活動の推進、防犯パトロール、防犯啓発活動を行っており、町としても補助金の交付や、また、活動を一緒にするといった支援を行っている。

また、ニセコひらふ地区においては平成18年よりニセコひらふパトロール隊が結成され、現在までパトロール活動を続けていただいている。冬期間に警察が開設している臨時交番と連携し、地域の治安維持に御協力をいただいている。

- ③ 今後、防犯パトロール体制を拡大・拡充していく計画はあるのかについてだが、本町は今後も四季を通じ長期滞在型の国際リゾート地として、日本国内のインバウンド観光を牽引する最先端リゾート地として、さらなる成長を目指しているところ。その基盤は、住民や観光客などの誰もが安全で安心して暮らすことができ



町公用車の上に青色回転灯を装着してパトロールをしている

る、過ごすことができる、そういった治安維持体制の確立にあるものと確信している。

については、現在行っている取組を継続するとともに、各関係機関と連携しながら、効果的な取組について研究・検討していきたいと考えている。



きむら しゅんいち 議員
木村 俊一 議員

自転車文化の普及環境に配慮したまちづくりの推進を

町長 倶知安町自転車活用推進協議会が立ち上がり
自転車の活用について協議している

問

町は自転車活用推進協議会を立ち上げ、商工会議所はサイクルツーリズム推進に係る走行環境整備の促進を事業計画に挙げている。

後志の他町村とも協力し広域で自転車に優しい道路造りと安全対策の充実、サイクリストのための休憩所、サイクルステーション整備、観光資源と連携したサイクルルートを、町民・事業者・行政が連携した自転車文化の普及環境に配慮したまちづくりの一環として推進することが大切と考える。

夏の観光誘致にもっと自転車を前面に出し、サイクルツーリズム、自転車環境を整え後押しするためにも、自転車の町を宣言してもよいと思う。

答 町長

自転車の利活用は単なる移動手段としてだけではなく、観光振興、健康の増進、交通混雑緩和、環境への負荷の低減などさまざまな効果が期待されている。さまざまなサイクルイベントが開催され、来年の世界選手権に向けて大変有意義な年だったと思っている。

夏と冬の観光の繁閑差は現在あり、夏にこの地に足を運んでいただけるのかという部分が観光面の大きな課題になっている。自転車の役割は年々増してきていると認識している。

行政的にも自転車を活用したまちづくりを推進する全国の市区町村長の会に416団体が加入している。北海道では33の市町村が加入しており、本町も参加している。いろいろ勉強している。

倶知安町自転車活用推進協議会が立ち上がり、さまざまな観点から本町における自転車の利活用についての協議を深めていただいた。

観光資源としての自転車と一口に言っても、さまざまな楽しみ方がある。自転車の町として住民議論の中でより深めていき、豊かな自然を満喫できる北海道ならではの取組というのを積み重ねていきたいと考えている。



副業について

問

副業については昨年度、後志総合振興局では観光協会やニセコリゾート協会に加盟する事業者に対して、公務員の副業を社会貢献活動として位置づけた副業環境整備を実施した。

令和6年度には倶知安・ニセコ地域においても観光業などの副業が開始され、飲食店、アクティビティ、小売店、清掃業などに17名の方が副業として従事した。

このような流れを踏まえ、倶知安町としても地域課題の解決と職員の地域理解促進のため、副業環境の整備に取り組んではいかがか。町長の考えを伺う。

答 町長

後志総合振興局における観光業への従事、これらについての報道は既に紹介されているとおりであり、副業・兼業というものに対しては、職員に対する強制ということにはならない。

6月11日、総務省からも新たな通知が公表された。営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する留意事項が届き、近年の兼業を取り巻く環境の変化を踏まえ、地方公務員の兼業の在り方について有識者が検討した内容が反映されたものである。

透明性を確保し、兼業を希望する職員がちゅうちよなく許可申請を行えるようにするため、各地方公共団体において兼業の許可基準を公表・周知すること。また、住民に対する透明性を確保し、こういった観点から基準は庁舎内だけではなく、対外的にも公表することが記されていた。

まさに地域に飛び出す公務員の姿、これは以前からも望まれてきたものである。地域課題の解決や地域理解の促進といったメリットが期待されると認識している。

倶知安町の職員の中にも、公務員は兼業・副業が一切認められていないと認識している者がいるかと思う。今回の総務省通知やほかの団体の事例を参考に、本町においても検討していきたいと考えている。



さかい みほ 議員

老朽化する公共施設の適切な管理を

町長 今まで以上に細かく配慮しながら
取り進めていきたい

問

町内の公共施設の多くが建設から年数がたち老朽化が課題となっているが、長寿命化計画によってさらに長期間の利用が求められている。利用制限などで町民の皆さんに御不便、御迷惑をかけることがないような、適切な維持管理体制が求められるが、以下について問う。

- ①現状の各施設の設備を含めた管理体制。
- ②施設の維持管理についての問題点。
- ③専門性を持った管理ができているか、または外部に委託等ができているのか。

答 町長

- ①施設管理については、各施設の最も身近な担当職員による公共施設管理マニュアルに従った日常の点検、さらには専門家を交えた定期点検などを行い、設備については専門的な知識や技術が必要なものについては委託により保守点検業務や管理業務を行っている。
- ②大幅な改修で多額の経費が見込まれることは大きな課題。
- ③委託により保守点検作業を実施しているが、年間での回数というものも限られている。

問

俱知安町社会教育施設個別施設計画によると、文化福祉センターというの管理棟と大ホール棟で別扱いである。1974年築のこの建物は旧耐震基準のものであって、管理

棟のみが耐震改修工事が行われており、大ホール棟は旧耐震基準のままである。旧耐震基準というのは震度5強程度で倒壊しないというものであり、この基準のままで大ホール棟は本当に安全であると言い切れるか。長寿命化計画では鉄筋コンクリートの建物は使用期限が80年、耐震性のないものについては60年となっている。

大ホールの排煙装置については、一度も修繕がなく50年以上そのままだったということであり、個別施設計画自体に抜けおちがあるのではないか。現状の年次計画の見直しや建て替えを計画する必要があるのではないか。

答 町長

町民の皆さんに迷惑をかけないように使っていただけという、今まで以上に細かく配慮しながら取り進めていきたい。



旧耐震基準の大ホール棟は安全なのか

投票支援について

問

誰もが投票しやすい環境づくりについて、投票所でのサポートとして投票支援カードやコミュニケーションボードなどの投票支援の導入に向けた進展を伺う。

- ①投票所で特に高齢者などの有権者はどのような困り事を抱えているか。
- ②これまで投票支援に対してどのような調査・検討を行ってきたか。
- ③投票支援カードをホームページからダウンロードして活用することや、各投票所にコミュニケーションボード等の設置を考えられないか。

答 選挙管理委員長

- ①候補者の氏名等を投票用紙に記入するのに一定の時間を要している。比例代表の投票では、衆議院と参議院の記入の方式が違うこと、選挙が数年に一度の実施であるため、この違いについての理解。記載台の候補者名や政党名の一覧の読みづらさ。
- ②投票支援策の一環として投票支援カードとコミュニケーションボードを、本年7月に予定される参議院議員通常選挙から導入の準備を進めている。投票支援カードは俱知安町のホームページからもダウンロードして使用できるように掲載する。また、コミュニケーションボードは、期日前投票所と各投票所に設置する。



おがわ ふきゅう 議員

南6東2の大規模開発は町総合計画などに適合するのか

町長 説明会等を経て計画に磨きがかかっており、町総合計画、都市計画マスタープランに適合すると考える

問

南6東2の大規模共同住宅の開発計画事業について、事業者による住民説明会が昨年12月25日と本年5月12日の2度にわたり開催された。

町長は第1回定例議会の行政報告で、「説明会において出された意見や課題に対して事業者がどのように対応するかについても協議を続け、地域と開発業者が良好な関係の下に共生できるように今後も調整していく」と述べている。以下、伺う。

①事業者による地域説明会開催の目的・意義とは。

②町と事業者との調整の進捗状況は。

③今後、第3回目の住民説明会が開催されるのか。

④この開発計画事業は、第6次俱知安町総合計画、俱知安町都市計画マスタープランに適合したものとなっているか。

答 町長

①景観法では良好な景観の形成と維持を図ることを目的としており、その実現には地域住民の理解と協力が不可欠である。

住民説明会は、景観形成に関わる計画や取組について詳細な情報を提供し、住民からの疑問や懸念事項を直接伺い、できる限り計画に反映することで住民理解を促進し、公正かつ透明性の高い事業推進を実現するための重要な場である。

また、地域住民と事業者間の信頼関係構築と連携強化にも重要な役割

を果たすものである。

②住民説明会で出された意見や課題について継続的な協議が重ねられている。

具体的には、隣接町内会と事業者間で、周辺住民との共生および周辺住民の暮らしの安全確保に関する協定締結に向けた内容の精査を現在行っている。

また、近日中には町内会と事業者と町の三者による協議の場を設ける予定である。

現在は景観計画条例に基づく事前協議中ではあるが、事前協議終了後は各公共施設管理者との協議を経て、都市計画法の開発行為の許可申請と農地法第5条第1項に基づく許可申請が提出されることとなる。

③これまで住民説明会、個別の近隣町内会と意見交換を重ねている。個別の問い合わせやメールなどにより、事業者に変々多くの意見が寄せられている。

現在、その内容を踏まえて事業者と協議を行っており、協定締結に向けて町内会・事業者・町の三者により具体的な内容の精査を進めているので、第3回目の住民説明会の実施を求める予定はない。

④南6東2開発計画事業は当初大まかな事業計画が提示されていたが、これまでの住民説明会や意見交換会を重ねる中で、計画の見直しや明確化されたことが多々ある。住民の意見・要望に、より計画に磨きがかけられていると思っている。



「…想定される収容人数は最大で1,200人、必要な駐車場は400台…」 (出典:第2回説明会資料)

それらによって俱知安町総合計画、都市計画マスタープランにも適合するものと考えている。

安全、防犯対策、同じ町に暮らす者としての相互理解促進、さらには町全体で支え合うコミュニティづくり、工事中から入居後も継続した情報共有と改善にしっかりと取り組むことで、持続可能な共生社会を目指していきたい。

常任委員会報告

総務常任委員会

総務常任委員会では、外国人の国保加入状況やその課題について調査し、その是正を求める意見書を本会議に提出しました。（全会一致で可決）

【意見書の内容（抜粋）】

本町は毎年11月から翌年1月にかけて多くの外国人が転入し、国民健康保険に加入する世帯が増加している。令和6年度は国保加入世帯のうち、日本人世帯を上回る5割以上が外国人世帯となった。

国保に加入する外国人の多くが新規就労であり、前年所得がなく最低金額での課税となるため、納付額が1割未満という不均衡な状況が生じており、日本人加入者の負担が大きくなっている。公平な負担実現のため、適正な加入要件にすることが求められる。

よって、国においては、次の見直しを早急に行うよう強く要望する。

《要望主旨》

中長期在留外国人に対する国民健康保険加入要件を「3月を超える在留期間を有する」から「1年を超える在留期間を有する」へ見直すこと。

厚生文教常任委員会

厚生文教常任委員会の主な調査事件は次のとおりです。

「プール・絵本館複合拠点施設整備」

再入札に伴う補正予算案が提出されました。建設費は資材高騰や冬期施工対応などにより、約4億1410万円の増、総額が約38億8700万円となります。新たな補助制度の活用により財源も見直され、施設は令和9年5月の完成を目指しています。

「俱知安厚生病院第2期整備」

町村負担金の増額について報告がありました。新設棟は令和6年11月に開院しており、現在は旧棟の解体が進行中です。建設資材等の価格上昇に伴い事業費が約7.6%増加し、俱知安町の負担額も1億7332万円増の約24億4416万円となりました。厚生連による負担軽減措置も講じられています。

今後とも町民生活と未来に直結する各案件について、引き続き丁寧な議論と情報発信に努めてまいります。

経済建設常任委員会

経済建設常任委員会では、次のことを中心に調査を行いました。

「国定公園区域の変更と準都市計画区域の変更」

環境省は二セコ積丹小樽海岸国定公園について、公園区域および公園計画の変更を行う予定であり、本町はその変更を踏まえた準都市計画区域の変更を行う必要があるとの説明を受けました。今回の変更で今まで課題となっていた、土地利用や建築物等のルールが統一されることになります。

「南6条団地公営住宅建替1号棟建築主体工事及び造成工事請負契約の変更」

令和6年4月26日に本契約締結した南6条団地建替工事について、労務単価および物価上昇に伴う工事請負金額の増額変更の説明を受けました。労務単価および各資材単価は上昇が続いていることから、今後予定されている大型事業についても影響は大きいとの認識を深めました。

議長室からこんにちは



決議の手交（北海道庁にて）

俱知安町議会議長
作井 繁樹

先の第2回定例会最終日「羊蹄山の麓・異地区における違法開発行為に対する厳正な対応と再発防止を求める決議」を可決し、翌週6月23日に北海道庁並びに北海道議会に出向き、決議を手交してまいりました。

「このような法令を無視した開発行為を断じて容認することはできない。」

改めて本町議会としての覚悟を表明するとともに、愛郷俱知安と豊かな自然、町民の営みを守るべく、これからも不断の努力を続けてまいります。

町民の広場



倶知安高校野球部 監督 三浦 良介

地域とともに

2025年甲子園に繋がる夏季選手権大会小樽支部予選が先日閉幕しました。昨年に続き決勝で北照に敗れ準優勝となりました。選手達は2年連続決勝の舞台によくぞたどり着きました。選手達の頑張りにより自然と周囲は笑顔になりました。試合後「倶知安は力を付けてきているね」と小樽在住の一般男性の言葉が心に染みしました。小樽桜ヶ丘球場は快晴。倶知安高校の応援で赤色になったスタンドからは、吹奏楽局の演奏、そして大声援。保護者、地域の方々を含め多くの高校野球ファン、倶知安高校ファンで埋められていました。

た。この光景は、まさしく「地域とのつながり」「高校野球の理想型」を見た気がしました。

近年は町内のみならず、羊蹄山麓、近隣市町村から青春時代を倶知安で過ごしたいと、多くの中学生が進路希望の一つとして熟考してくるようになってきました。夏には「野球」の繋がりで学童、中学、ボーイズ、高校が一堂に会してゴミ拾いボランティアを行っています。ゴミ拾いの後には、学年の壁を取っ払って皆でキャッチボール。楽しそうな子ども達の笑顔が輝いています。昨年度、町からこのことが評価され、単団体ではなく複数団体での受賞は初めてという善行表彰をいただきました。色んなことが形になってきていると感じています。

「地元の子は地元で活躍。地元の子は地元で育てる」という信念のもと、高校野球を通じて選手達が何を感じ、何を思い、自分自身でどう行動するのか。一度しかない青春時代に少しでも力添えできたらなと思うながら日々選手達と向き合っています。

高校野球は面白いです。一人一人個性はあっても、向かう方向は同じでなければなりません。野球は「仲間を思いやる気持ちが必要」です。人生も同じかもしれません。いずれ社会へ巣立つ子ども達の未来のために、私たち大人が力を合わせましょう。

議会を傍聴しませんか？

議会は役場3階にて行われています。受付票に氏名等を記入の上、傍聴席へお入りください。お子さまをお連れの場合は事前に議会事務局までご連絡ください。次回の定例会は9月1日(月)から開会予定です。下記QRコードから議会スケジュールが確認できます(適宜、更新しています)。

↓議会スケジュール



連絡先
議会事務局

TEL 0136-56-8016 (直通)
FAX 0136-23-2044 (代表)
E-mail gikai@town.kutchan.lg.jp

議会へのご意見 募集中！

議会では、多くの町民から意見を聴き、議会活動に生かしていきたいと考えています。議会に対するご意見・ご要望がある方は、議会事務局までご提出ください。ご提出方法等については町議会ホームページ(下記QRコード)を参照してください。

ご意見募集ページ↓



議会トピックス

懇談会を開催しました

南6東2で計画されている1200人規模の宿舍建設について、周辺住民で結成された「接続道路に隣接する住民の会」と広報広聴特別委員会との懇談会を7月10日に開催しました。

懇談会では、車両の通行には建設場所から国道5号線を東西につなぐ町道を利用し、東1丁目通りは使わないという計画に対して、アクセス道路が一本に集中するとかえって渋滞を引き起こすという懸念や、工事車両の往来による安全等への不安などのお声をいただきました。

広報広聴特別委員会では、懇談会でいただいたご意見を、今後の町政運営の参考にしようとするため、町執行部および農業委員会に送付しました。



懇談会の様子